

# 丸亀高校いじめ防止基本方針

香川県立丸亀高等学校 全日制課程

## I 「基本方針」策定の目的、「いじめ」の定義

### 1、目的

本校は、校訓「終始一誠意」のもと、教育方針「国家及び社会の有為な形成者として、知・徳・体の調和のとれた、心身共に健全な人間の育成を期する。特に、文武両道の高校生活を通じて、生徒の創造的な知性を育て、豊かな情操を養い、心身を鍛えるとともに、自主的・自律的な態度や公共の精神を培う教育を推進する。」の実現を目指し、日々の教育活動に取り組んでいる。このような中、すべての生徒が安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を総合的かつ効果的に図るため、いじめ防止対策推進法に基づき、「丸亀高校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2、いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

## II 基本方針・いじめ防止対策委員会

### 1、基本方針

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成への重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであり、「いじめは絶対に許されない」という考えのもと、いじめ防止対策の推進に取り組む。
- (2) 「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうるもの」という認識を持ち、いじめの未然防止や早期発見などに、組織的かつ計画的に取り組む。
- (3) 「いじめ防止」に全ての教職員で取り組むために、日常的に生徒の観察を行うとともに、職員会議や学年団会議等での情報交換・共有に努める。
- (4) 保護者との連携を密にして理解と協力を得ながら対応を進める。また、関係機関との連携を図るとともに、心理や福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を積極的に活用し、教育相談体制を充実させる。
- (5) 「丸亀高校いじめ防止基本方針」については、その内容を生徒や保護者等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する。また、いじめ防止の取組状況を学校評価の項目に位置付け、その結果を踏まえて取り組みの改善を図る。

## 2、いじめ防止対策委員会

前記基本方針を実効的に推進し、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめ防止対策委員会を設置する。なお、委員会は校長を委員長とし、委員は以下のとおりとする。

委員長	校長				
委員	第1教頭	第2教頭	教務主任	生徒指導主事	生活指導係長
	学年主任	教育相談部長	人権・同和教育主任	養護教諭	
	その他関係職員				
	スクールカウンセラー（SC）		スクールソーシャルワーカー（SSW）		

## Ⅲ いじめ問題への対応

### 1、いじめの未然防止について

すべての生徒が、安心・安全な学校生活を送り、授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。特に下記の事柄に留意し、全ての教育活動を通して、生徒の健全な成長に努める。

- (1) 自ら学び、主体的に進路を選択する生徒の育成をめざし、個々の生徒に応じた学習指導や進路指導を充実させる。
- (2) 豊かな情操、自主的・自律的な生活態度や好ましい人間関係を育むホームルーム活動や学校行事を実施する。
- (3) 健全な心身、自主性と協調性、規範意識等を育む部活動の活性化を図る。
- (4) インターネット上での誹謗中傷等が起こらないよう、生徒や保護者に対して情報モラルに関する啓発活動に努める。
- (5) 特に特別な配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 2、いじめの早期発見について

- (1) いじめを早期発見するため、アンケート調査と面談を定期的実施する。
- (2) 生徒や保護者に対して教育相談窓口の周知を行う。
- (3) 教職員は生徒の観察を怠らず、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒の変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。いじめの発見や申し出があった場合、直ちに生徒指導主事と学年主任に報告する。

### 3、いじめの発見時の対応について

- (1) 組織的で迅速な対応

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、生徒指導主事、学年主任等に報告し、組織的な対応につなげる。その際、事実関係を確認の上、組織的な対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。これらの対応について、その都度、保護者への十分な説明を行

うなど、理解と協力を得ながら進める。いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大に被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

#### (2) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除させ、状況に応じてプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、保護者と協力して対応を進める。必要に応じて法務局等に協力を求め、生徒に被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察に相談し、援助を求める。

#### (3) いじめに係る情報の記録

各教職員は、対応方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

### 4、いじめの再発防止について

(1) いじめに関わった生徒に対し、日常的に注意深く観察するよう努めるとともに、面談の回数を増やすなどの措置を講じる。

(2) いじめに関わった生徒の保護者に定期的に連絡をする等、家庭における状況把握に努める。

(3) その他防止対策委員会で適切な措置を講じる。

### 5、重大事態への対応

#### (1) 重大事態の定義

次のような場合は、重大事態として対処する。

- |   |
|---|
| <p>① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>※「重大な被害」の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒が自殺を企図した場合</li><li>・身体に重大な被害を負った場合</li><li>・金品等に重大な被害を被った場合</li><li>・精神性の疾患を発症した場合</li></ul> <p>② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>※「相当の期間」とは、年間30日以上を目安とする。</p> <p>③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。</p> <p>※その時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</p> |
|---|

#### (2) 対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに高校教育課に報告し、高校教育課と連携して重大事態に対応する。

重大事態の調査及び解決にあたっては、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において対処する。その際、調査の公平性・中立性の確保に配慮する。

なお、重大事態の態様によっては、高校教育課が設置する重大事態調査のための組織に協力して事態の解決に向けて対応する。

